

平成16年(ワ)第20号 八ッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件  
原告 柏村忠志 外20名  
被告 茨城県知事 外1名

## 意見陳述書

2008(平成20)年5月13日

水戸地方裁判所民事第2部 御 中

茨城県取手市台宿2-1-15

塚 越 恵 子

本年3月、茨城県は八ッ場ダムの工期5年延長を承認する旨、国土交通省に回答しました。2003年度の事業費増額の折には、「これ以上完成の時期が延びれば、ダムの完成時には不要になっている恐れがある」と一言添ながら、県自らも懸念した通り水余りが顕在化した今回、一言も添えず回答いたしました。「何という無責任」と、怒りがこみ上げます。被告の県は「ここで騒げば、八ッ場ダムは無用の長物である事が県民の知るところになる」と県民世論を恐れ無言を決め込んだのでしょう。かくも無責任な政治判断のツケを負わされる県民は泣くに泣けません。

今回の事業計画の変更には、驚くべきことが潜んでいました。表をご覧ください。

### ■八ッ場ダムの総事業費と本体工事費の割合

	総事業費 (A)	本体工事費 (B)	割合 (B/A)
1986年当初計画	2110億円	495億円	23%
2004年事業費増額	4600億円	613億円	13%
2008年今回の変更	4600億円	429億円	9%
宮ヶ瀬ダム	3993億円	1180億円	30%

なんと総事業費 4600 億円に対して本体工事費 429 億円。その割合はわずか 9% に過ぎません。本来、ダム事業はダム本体の建設が目的です。付帯工事費などは、あくまでも本体工事に付属する費用です。ところが八ッ場ダムは本末転倒もはなはだしく、本体工事の 10 倍以上の付属費用がかかるというのですから、あきれるばかりです。

ちなみに、八ッ場ダムに次いで事業費の高い宮ヶ瀬ダムの本体工事費の割合は 30% になります。国土交通省相模川水系広域ダム管理事務所は「必要な工事を最小限行なった結果で、宮ヶ瀬の割合が特に高いわけではない」と話します。仮に宮ヶ瀬ダムを標準として計算すれば、八ッ場ダムの総事業費は 1430 億円に留まり、のこりの 3170 億円は、標準的に言えば必要のない費用ということになります。この無駄遣い・非効率を県は「知らなかった」で済ませるのでしょうか。知らなければ、それ自体「重大な瑕疵」と言わざるを得ないでしょう。

では、何故八ッ場ダムは付帯工事費が嵩むのでしょうか。それは、本来ダムをつくってはならない場所に強引につくるからです。

- ① 鉄道・国道・県道・町道の付替工事費 1230 億円。ダム予定地である吾妻渓谷は V 字形の渓谷です。その底のあたりを JR 吾妻線と国道・県道が走っています。付替工事は、長さ 10 km 強にわたり 80m ほどズリ上げます。V 字谷の中腹は、ほとんどがトンネル工事になりますから、極めて足場の悪い場所で地下鉄工事をしていると考えてください。その費用 1230 億円。上流に 3 万人もの人の住む所にダムをつくることによる無駄な費用です。
- ② 測量及び試験費・対策費 1086 億円。ダム本体を支える岩盤は、八ッ場安山岩類と呼ばれる火山灰や火山礫が固まったもので、無数の亀裂が走ります。私も現地を見てまいりましたが、ダム湖の両岸は昔から崩落を繰り返す無類の地滑り地帯です。そのため測量とボーリング試験を繰り返し、ダム工事以前にすでに 656 億円注ぎこみ、結局、本体の 1.7 倍の 723 億円の税金が使われます。ダム湖の護岸工事費と地滑り対策費は 363 億円。地質の悪さを指摘されながら、強引に進める為の無駄遣いは 1086 億円に上ります。

県は、「4600 億円かけて 4600 億円のものが出るのだから損はない」とこの裁判においても暴言を吐いてきました。実際は 4600 億円かけて 429 億円のものしかできないのです。百歩譲って、仮にダムが必要としても、地質上も、地形上もダムにはおよそ不向きな八ッ場の地には作ってはならないダムなのです。

地方税法 4 条 1 項は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえてこれを支出してはならない」としています。水道法 2 条の 2 も同様の趣旨を定めています。国が言うように、各都県の利水要請によって八ッ場ダムが計画されたとしたならば、かくも非効率な場所につくることは拒否すべきです。反対に県の言い分である、国からの要請であるならば、事業費負担をする立場から計画の変更を求めて然るべきでしょう。何れにしても被告らは、県民の付託を受け、行政にたずさわる者として、県民のために最少の支出で最大の効果を計る努力をし、国に求めてゆく責任があります。

私たちは八ッ場ダムは利水・治水ともに必要のないダムであることから、県に撤退を求めています。その主張を無視して強行する事業が、かくも非効率かつ妥当性のないものであり、監視責任のある県に県民の利益にたつて再検討する当事者能力が無いとするならば、私たちの主張を待つまでもなく、八ッ場ダムへの参画は中止すべきでしょう。

私たちは八ッ場ダムを「ダム建設を自己目的化したダム事業」と言ってきましたが、こう言い換えます。日本一高額な総事業費のうち 9 割以上を、付帯工事に費やす八ッ場ダムは「付帯工事を自己目的化したダム事業」と。

以上、八ッ場ダムの中止を重ねて求めて私の陳述といたします。